

令和2年11月13日

保護者様

尾張旭市立城山小学校

校長 大澤 禎一

インフルエンザ治癒後の再登校について

晩秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の収束への見通しが立たない中、インフルエンザが流行する時期を迎えます。例年、インフルエンザが治癒して登校する際は、再受診のうえ医療機関で「治癒証明書」を記入してもらい、その「治癒証明書」を学校へ提出していただいております。しかし、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染リスクを回避するため、令和3年5月31日までは、「インフルエンザの治癒証明書」の医療機関での発行が中止となりました。そのため、保護者の皆様から電話や連絡帳等で発熱等の症状が出た日や再登校可能日をお知らせいただくこととなります。

つきましては、インフルエンザと診断された際には、医師から特段の指示がない限りは、下記の出席停止期間の基準を参考に登校いただきますようよろしくお願いいたします。

【参考：出席停止期間の基準】

インフルエンザと診断された場合は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」は「出席停止」となり、登校することはできません。ただし、症状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。(学校保健安全法施行規則)

	発熱等症状 が出た日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校可能	
発症4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

※ 発熱等の症状が現れた日を0日目とし、翌日が1日目になります。2日目に熱が下がった場合は、6日目に登校が可能になります。しかし、4日目に熱が下がった場合は、そのあと2日の経過が必要となりますので、7日目に登校が可能になります。